

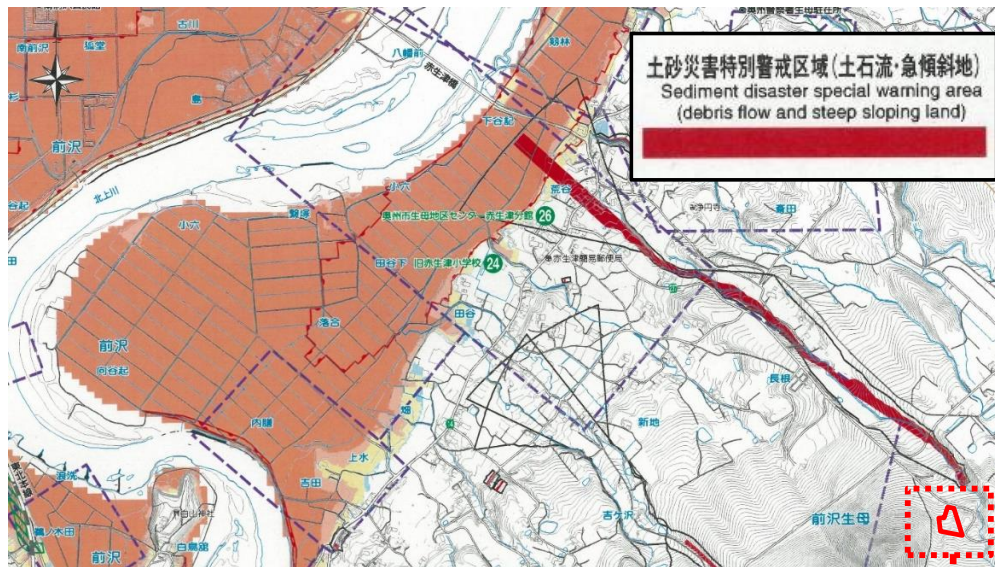


図 24 奥州市生母地区の土砂災害特別警戒区域とイロハモミジの森
赤線枠内：イロハモミジの森（奥州市ハザードマップを一部加工）

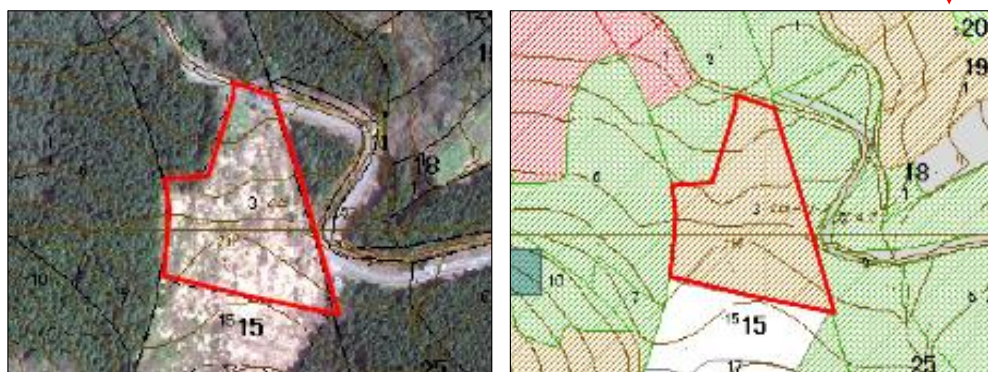


図 25 イロハモミジの森の位置図（森林資源管理図を一部加工）
左：オルソ画像、右：樹種別
※ イロハモミジの森周辺はスギ（緑色）とアカマツ（赤色）が植えられている。



写真 26 イロハモミジの森

(3) 独自の知識システム

北上川から東稲山を中心とした連峰までの水平距離で4～6kmの狭いエリアに、河川沿いの低平地、山麓地、山地が存在する特徴的な立地条件にあつて、20～500mの標高差のある土地を立体的に活用し、洪水害、干ばつや水不足、土砂災害等の複数の自然災害のリスク分散を図るため、共同・共助の精神を礎として、地域一体となった重層的な取組を積み重ね、独自の知識システムを形成するに至っている。

このように、複数の自然災害を総合的に克服する取組事例は、国内の水害常襲地（青森県南部町、山形県大石田町、愛媛県大洲市、熊本県八代市他）には見当たらず、自然災害が頻発する現代において、未来へ受け継ぐべき重要なシステムである。

3. 災害リスクの分散による食料及び生計の保障

(1) 米と商品作物による複合農業

東稲山麓地域では、古くから、主に山麓地の農地では、米などの食料を確保し、水害リスクを抱えるものの肥沃な低平地の農地では、商品作物を作付けしていた。

たび重なる洪水害や干ばつ等の自然災害を克服するため、地域一体となって、災害リスクを分散する土地利用システムが構築されたことにより、自然災害や社会経済の変化に柔軟に対応しながら、長年にわたって、米と商品作物を組み合わせた複合農業が継承され、食料及び生計の保障が維持されている。

(2) 6次産業化の推進

こうした知識システムを作り上げる過程で培った共同・共助の精神が受け継がれ、現在においては、農業法人や女性団体等が、地域の農産物等の地域資源を活用した6次産業化の取組を積極的に展開し、地域の所得向上に大いに寄与している。

4. 立体的な土地利用が育む多様な生態系

(1) 良好な里山環境

東稲山麓地域においては、自然災害に対応し、低平地、山麓地及び山地を立体的に利用し保全することで、多様な生態系を育んできている。

一例として、生態系の上位に位置するサシバは、春に南西諸島から当地域に渡来し、環境省の資料によると、「谷底の平地が水田になっていて周囲を丘陵林が囲んでいる谷津田（やつた）と呼ばれる里山環境」に生息している。

山林に営巣し、「繁殖期前期（早春～初夏）は、水田等の草丈の低い場所でおもに両生類や爬虫類等を捕食し、繁殖期後期（初夏～夏）には、林冠で昆虫類等を捕食する」ことから、平地と山麓地の「両方の採食環境が必要であり、人によって適正に管理されている谷津田のある場所」にのみ渡来して来ると言われている。サシバの生息は、山地、山麓地及び低平地において、「里山環境の保全状態が良好であること」、「多様性の高い生態系が保全されていること」を示す証とも言われている。

※）「」内 サシバの保護の進め方（平成25年12月、環境省自然環境局野生生物課）から引用

(2) 人間の生活と共生する多様な動植物

当地域には、環境省や県の絶滅危惧種に指定される希少な動植物をはじめ、660 種以上の動植物が生息している。

北上川沿いの低平地は、ほ場整備事業により灌漑施設が整備され、畑地から水田へ転換したことによって、畑作では見られなかったハクチョウやマガンなど野鳥の中継飛来地になっている。

山麓地では、棚田やため池の周辺において、環境省レッドリストの絶滅危惧種等に指定されているキキョウ、カワラナデシコ等の「秋の七草」が大切に管理されている。また、希少な浮葉植物ヒメビシ、トウキョウダルマガエルなどが生息しており、山地においても、キクタニギク等の希少種が確認されるなど、当地域では、人間の生活と共生する豊富な生物の生息環境が維持されている（図 27）。



図 27 里山環境が育む豊かな生態系

5. 受け継がれる信仰と独特のランドスケープ

(1) 巨岩信仰

束稲山が連なる北上山地は、堆積岩と花崗岩で形成され、山麓地には多数の岩が出土している。地域内には、信仰の対象とされる巨石が数多く残っており、地域コミュニティの結束に寄与している（写真 28）。

山麓地には大支川がなく、干ばつ時には大きな被害をもたらすことから、雨乞いを祈念する神楽を奉納したとされる「雨請石」や「箱石」などの史跡が数多く残され、巨石信仰が地域住民にとって重要な文化として位置づけられている。なお、出土した岩石のうち小さなものは棚田の石垣に利用されている。

住民の減少・高齢化が進行し、コミュニティの脆弱化が懸念される中で、当地域においては、伝統的知識システムを育んだ共同・共助の精神に基づき、巨石に纏わる祭りや神楽等は世代間交流により次世代の子供たちに継承されている。



写真 28 雨請石

(2) 地域の象徴として親しまれるランドスケープ

特徴的な山容を持つ束稲山を中心とした山々、山麓に展開する集落と棚田、その下を流れる北上川と低平地に広がる水田の風景は、古くから地域の象徴として親しまれており、対岸に位置する世界遺産「平泉」から眺めた景観は和歌などに詠まれている（写真 29）。

近年は、ボランティアなど地域外の住民との連携による棚田や西行桜の森、イロハモミジの森などの自然・景観を守る取組が行われており、さらなる維持・発展が期待される。



写真 29 束稲山麓と北上川沿いの低平地からなる独特なランドスケープ

パートB 歴史的な関連性

1. 土地利用の歴史

(1) 地域農業の起源

東稲山麓地域には、縄文時代の土器・石器が多く出土する遺跡が発掘されており、3千年前には、既に集落が存在していたものと考えられる。また、北上川流域の低平地においても、10世紀まで遡る農地の遺構が確認されており、古くから農業が行われていた地域である。

当地域は、平成23年に世界遺産に登録された「平泉」と、北上川を挟んで近接していることから、12世紀の平泉の発展を、食料や建築資材等の重要な供給元として支えていたと考えられる。

古来より、山麓に多い狭小な浸食谷を流れる湧水や天水を水源として田を、谷を挟む高地を畑として拓き、この地を居住の場としてきた。山麓各地にみられるため池と用水路は水を効率的に利用するために作られ、山麓に接する山地の森林は、生活資材を調達する場であった。

江戸初期に、仙台藩によって北上川の河港が整備されると、農産物を移出する条件が整い、山麓地の田で自給作物、畑では商品作物を生産するようになり、その後、隣接する北上川沿いの低平地（沖積地）も利用しながら、複合農業を確立していく。

17世紀後半から18世紀前半に、当地域の状況を描いた古絵図がいくつか残されている。絵図には、北上川の谷起（洪水の際の冠水地帯）や中洲、棚田、畑地、沢水、ため池、御林（仙台藩が直接、管理保護した山林）、樹木、寺社、家等が描かれており、当時の状況を知ることができる（図30）。

(2) 洪水害に適応した農地利用

当地域は、北上川の氾濫により、1600年以降に178回もの洪水被害が確認されている。源義経の家来の清悦（せいえつ）が記した「清悦物語」には、「文治5（1189年）閏4月28日、北上川洪水に因り、甚だしき湛水あり（平泉地域）」や、明治初期の岩手県河川調査書では、「建久3（1192年）、北上川にて20尺（6m）増水、堤防110間（約190m）破堤す（母体村）」と残されている。

このように、北上川沿いの低平地は、洪水害の常襲地であったことから、人々は「水害を恐れて田とせず、傾斜地帯から暫時開墾」していったという記録も残っている（「長島・風土記」）。一方で、洪水害のリスクは高いが、川の氾濫によってもたらされた肥沃な土地は貴重な農地であったことから、洪水に伴う河道の変遷によって変わる谷起や中洲を巡って、北上川の両岸の村でしばしば境界紛争が起きたという記録がある。

1660年頃、洪水によって北上川に約30haの中島が出現し、そのうち8haの谷起畑を赤生津村（現・奥州市生母地区）の農家が耕作していたが、1682年に河川西岸

の農家が藩の許可を理由にこの谷起に入作したことが原因で紛争が起こる。約 70 年間の紛争期間を経て、1731 年に郡役人や肝入立会いで和解したとされる。

この時作成された絵図によると、赤生津村の農民 10 人の入作を認め、その耕地は山林や神社などを基点とする境界線を引いて決められている（図 31）。

これらの記録から、約 300 年前には、農家が山麓地に住居や農地を所有するほか、低平地に農地を分散所有し、その利用調整を集落や村単位で行っていたことがわかる。

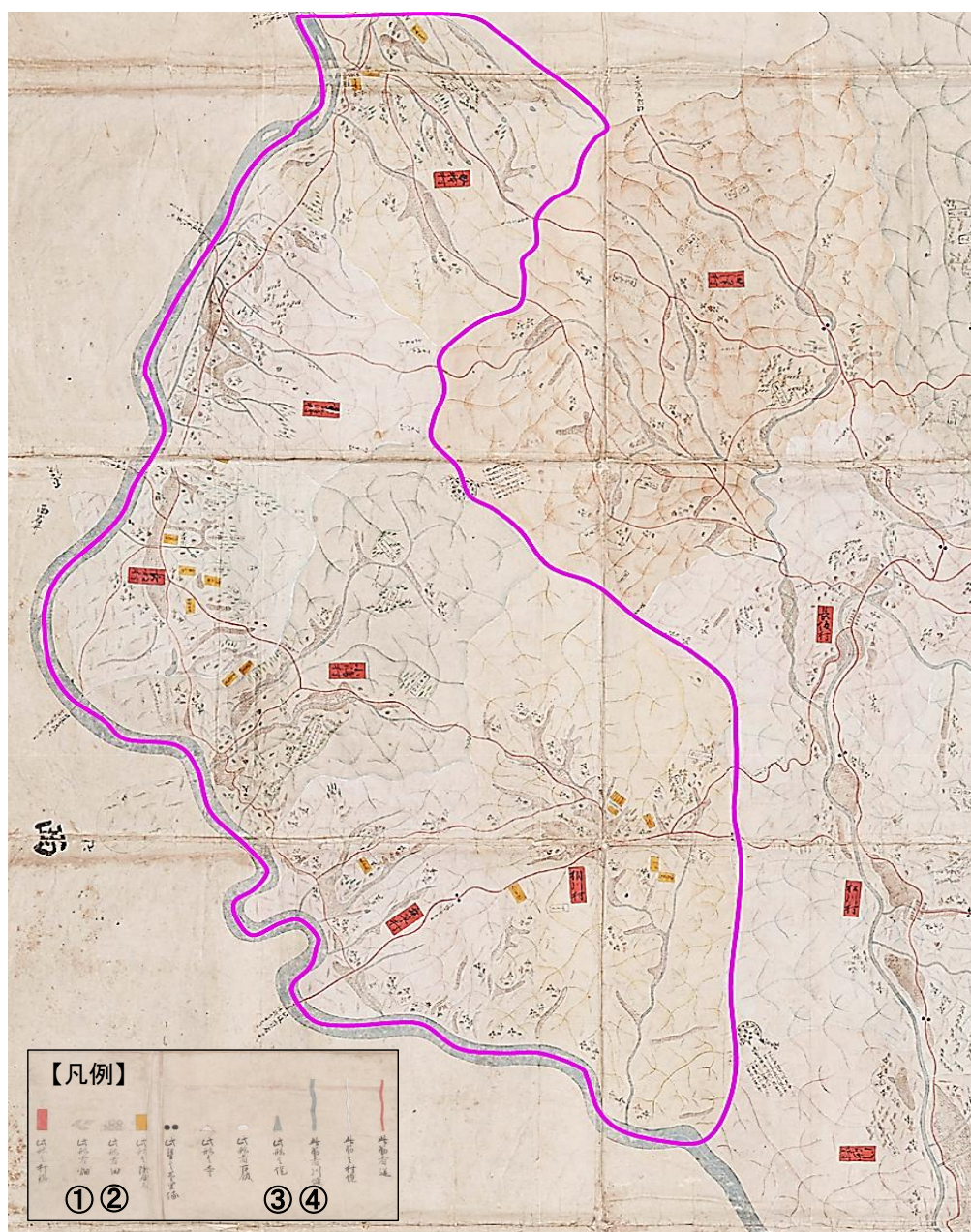


図 30 東山分間絵図(1698 (元禄 11) 年、生江助内作、一部抜粋)

出典：個人蔵（一関市博物館第 20 回企画展「地を量る」(2013)）

※ 枠内(ピンク色)が東稲山麓地域



図 31 1731 年に作成された低平地の耕地図
※大石喜清氏（奥州市）所蔵絵図

また、当地域で 10 代以上続く旧家の土地所有状況を調べた結果、概ね 100 年以上前から、低平地、山麓地及び山地にそれぞれ土地を所有し、今日まで利用していることがわかっている（表 32）。

表 32 概ね 100 年継承されている旧家の土地所有状況

地区	氏名	低平地（沖積地）	山麓地（中山間）	山
一関市舞川	A 氏	和田62-3 他 2 筆	境40 他 3 筆	境37-1 他 8 筆
	B 氏	西中島157 他 1 筆	平90-1	平70 他 4 筆
	C 氏	河岸2-1 他11筆	河岸19-2 他 4 筆	河岸19-1 他 9 筆
	D 氏	土橋77-1 他 9 筆	山根114-5 他 6 筆	湯坪45-2 他 1 筆
	E 氏	—	平石23 他 9 筆	水無沢59-2 他21筆
奥州市生母	F 氏	—	笹森98 他 8 筆	笹森102-1 他 3 筆
	G 氏	—	長根19-1 他 5 筆	—
	H 氏	—	下沢田5-1 他 4 筆	天王27-1 他 1 筆
	I 氏	上谷起109 他 1 筆	壇ノ腰37-1 他 8 筆	下沢田34-3 他 4 筆
	J 氏	—	北羽毛71-11 他24筆	北羽毛71-1 他 7 筆
	K 氏	中道186-2	市ノ渡144-2 他 5 筆	市ノ渡70
	L 氏	—	地藏壇42	—
	M 氏	—	地藏壇18-53 他15筆	地藏壇18-3 他 2 筆
平泉町長島	N 氏	字沢口67 他 1 筆	字柳沢15 他 2 筆	字前林55 他 1 筆
	O 氏	字下古川31-1 他 7 筆	字二反田68 他 2 筆	字月館73-1 他 2 筆
	P 氏	字里前82 他 3 筆	字滝ノ沢52 他 4 筆	字滝ノ沢52-3 他 2 筆
	Q 氏	字里82 他 3 筆	字竜ヶ坂50-2 他 1 筆	—
	R 氏	字菊の沢49 他 9 筆	字矢崎44-1 他 1 筆	字石合43 他 3 筆
	S 氏	字出谷起170	字下田21-ア 他 2 筆	字小倉39
	T 氏	字覆盆子77 他 9 筆	—	字大槻田2-7 他 2 筆
	U 氏	—	—	字大槻田3-1 他 1 筆
	V 氏	字中島16 他 4 筆	字田頭2	—

- ・ 概ね 10 代以上続く旧家 22 戸を抽出
- ・ 法務局の旧土地台帳及び閉鎖登記簿を照らし合わせて確認